年金証書の見方

【表面】

決定された年金の種類が表示されます。

平成 27 年 9 月以前の加入期間がある方には、年金証書が2枚届きます。
例：老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域）

お問い合わせやお手続きで必要となる番号です。

受給権発生年月の翌月分から年金が支給されます。

地方職員共済組合

年金証書

年金の種類　老齢厚生年金

年金証書記号番号　第　8594　号

基礎年金番号　　年金コード　1130

受給権者の氏名

受給権者の生年月日　昭和　日　受給権発生年月日　令和　日

年金額　円

厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。

地方職員共済組合理事長

日

決定された年金の種類が表示されます。

年金額の内訳の他、支給停止事由（裏面に説明の記載があります。）や支給停止額、支給年金額が表示されています。

年金決定通知書

1. 年金の種類等　老齢厚生年金　厚生年金保険法附則第８条

2. 決定年金額　円

3. 年金額の内訳

支払開始年月	報酬比例部分の額	定額部分の額又は経過的加算額	加給年金額	長の特例加算額	繰下げ加算額
令和　年　月	円	0 円	0 円	0 円	0 円

支給停止事由	支給停止額	支給年金額
02	円	円

4. 平均標準報酬額等の内容

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計	平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以後の平均標準報酬額
月	月	月	円	円

5. 加給年金額対象者等の内訳

配偶者	区分	子
無		

年金の算定の基礎となる加入月数及び加入している間の平均標準報酬月額です。

65 歳前は加給年金額が加算されないため「無」と表示されています。

地方職員共済組合

様

上記のとおり年金を決定しましたので、通知いたします。
この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、地方職員共済組合審査会あてに審査請求をすることができます。
また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に地方職員共済組合を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。

令和　年　月　日

地方職員共済組合理事長